6　「利用者と接する業務の有無」の欄には、利用者と接する業務を実施している場合には「○」、実施していない場合には「×」を記入すること。

7　記載する媒介等業務受託者の名称及び階層の数に応じ、項を適宜増減すること。

8　各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の欄に記載すること。

9　その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年十月一日（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の六第一項の規定については、平成二十八年六月一日）以降である報告から適用する。

2　報告期限が平成二十八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二十八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。

3　報告期限が平成二十九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二十三の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第五十九号）附則様式」とする。

様式

第１表

書面解除に関する契約状況等報告

年　月　日

サービスの別表種類（別表の号番号を記載すること。複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）

事業者名

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。以下同じ。）

電話番号

電子メールアドレス

書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参　考　事　項	

注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

2　新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

3　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

確認措置契約に関する契約状況等報告

年　月　日

サービス別表種類

事業者名

法人番号

電話番号

電子メールアドレス

確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数
参　考　事　項	

注１　サービスの別表種類に記載する内容ごとに別葉とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別葉とすることで足りる。

2　新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。

3　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

告　示

○文化庁告示第四十五号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十五日　文化庁長官　宮田　亮平

一　名称

平成二十八年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

1　東京会場

（ア）日時　平成二十八年九月十三日（火）（十時三十分から十七時〇〇分まで）及び九月十四日（水）（十時三十分から十七時〇〇分まで）

（イ）場所　東京大学本郷キャンパス　法文一号館二階二五番教室【定員四〇〇名】（郵便番号一一三―〇〇三三　東京都文京区本郷七丁目三番一号）